

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）
（開催日：令和 7 年 3 月 19 日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：令和 7 年 3 月 19 日（水） 午前 10 時～午前 11 時 30 分

場 所：堺市役所 本館地下 1 階 会議室 A

出席者：（審議会委員）※敬称略

内田委員、呉委員、白本委員、妻木委員、中田委員、二宮委員、
東委員、平野委員、李委員

（堺市）

濱ダイバーシティ推進部長、辻学校教育部部理事、
脇田ダイバーシティ企画課長、中村人権推進課長、田中人権教育課長
山本ダイバーシティ企画課長補佐、山道ダイバーシティ企画課企画係長
杉山ダイバーシティ企画課

（傍聴人）0 人

（開会）

○山本課長補佐 それでは定刻より少し早いのですが、ただいまより、堺市人権施策推進審議会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、ダイバーシティ企画課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の出席議員は 9 名でございますので、全委員の過半数を超えており、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たし、会議が成立していることをご報告いたします。また、当規則第 8 条の規定により、本審議会は原則公開となっておりますが、傍聴希望される方はいらっしゃいませんでしたので、本日は傍聴人はおられません。

それでは会議の開催に先立ち、本日出席の委員の皆様をご紹介します。前方の委員から順にお名前を読み上げさせていただきます。

内田会長です。

続いて左側前方に移ります。

呉委員です。

妻木委員です。

白本委員です。

中田委員です。

次に右側前方に移ります。

二宮委員です。

東委員です。

平野委員です。

李委員です。

なお、本日、松波委員、農野委員、三原委員はご欠席となります。

次に、堺市側の出席者をご紹介します。

ダイバーシティ推進部部長 濱です。

学校教育部部理事 辻です。

ダイバーシティ企画課課長 脇田です。

人権教育課課長 田中です。

人権推進課課長 中村です。

ダイバーシティ企画課企画係長 山道です。

本審議会の担当 杉山です。

本日の出席者は以上です。続きまして、本審議会の開催にあたりまして、ダイバーシティ推進部長の濱よりご挨拶申し上げます。

○濱部長 改めまして、おはようございます。第 28 回人権策推進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、また、今日は非常に寒い日となっておりますところ、ご出席賜りましてありがとうございます。本日の案件につきましては、前回 12 月に引き続きまして、人権に関する市民意識調査の内容となっております。この調査は来年度実施いたしまして、その次の年度、令和 8 年度に策定いたします「人権施策推進計画」の基礎資料となる非常に大事な調査となっております。本日、委員の皆様におかれましては、専門的な見地から積極的にご意見賜りますよう、よろしくお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは会議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、本日の配布物を確認させていただきます。

「第 28 回堺市人権施策推進審議会」と書かれた次第

「資料 1 人権に関する市民調査質問項目比較表」

「資料 2 用語集」

本日配布の資料は事前送付したものと同じものにしております。

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」

「堺市人権施策推進審議会委員名簿」となっております。

以上ですが、全てでございますでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入る前に、本日の会議記録についてご説明させていただきます。本日は会議録作成のため、会議内容を全て録音させていただいておりますので、ご了承ください。ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページにて公開いたします。

会議録は、事務局にて作成した後に、会長及び本日ご出席いただいております委員の中から 1 名の方にご確認、ご署名いただいております。委員の署名につきましては、従来よりお名前の 50 音の順で実施しており、引き続き持ち回りでお願いしたいと考えております。本日の審議会は、白本委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は会議室の都合によりマイクが使用できません。そのため、大変恐れ入りますが、ご発言の際はゆっくりと明瞭にお話しいただきますようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、内田会長にお願いいたします。内田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○内田会長 はい、よろしくお願いいたします。今日、私の大学が卒業式でして、この後、卒業式に参加するために、普段ほぼスーツは着ないんですけど、珍しくスーツを着て、今日登場いたしました。

前回 12 月の審議会での審議事項であった「第 9 回人権に関する市民意識調査について」は、たくさん意見をいただきました。それに基づいて、事務局の方から改正案の提案があり、すでに資料は皆さんにご覧いただいていると思いますけ

れども、それらについて皆様からご意見いただきまして、審議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局より説明がありましたように、会議録の署名なんですけれども、持ち回りでということで説明がございました。今回、白本委員にお願いしたいということなんですけれども、よろしいでしょうか。

○各委員（異議なし）

○内田会長 はい、それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。白本委員、よろしくお願いいたします。

では、今日は 1 件だけですけれども、案件「第 9 回堺市人権に関する市民意識調査について」審議に入りたいと思います。それではまず事務局から説明をお願いいたします。

○杉山 ダイバーシティ企画課の杉山でございます。それでは案件「第 9 回堺市人権に関する市民意識調査について」、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

今回は、令和 6 年 12 月の審議会でご審議いただいた内容を踏まえた修正について、ご説明させていただきます。

ご説明に入る前に本調査の監修者についてご報告させていただきます。

例年、本調査は、本市で選出した有識者の方に質問項目、調査結果報告書の確認や調査結果のまとめの執筆などの監修業務を依頼しております。今回、第 9 回の調査の監修につきまして、事務局内で検討した結果、本審議会会長であります内田龍史先生と、大阪公立大学の西田芳正先生の 2 名に依頼させていただき、ご承諾いただきました事をご報告いたします。西田芳正先生は、平成 29 年 9 月から令和 5 年 8 月まで本審議会の委員にご就任いただき、平成 27 年実施の第 7 回及び令和 2 年実施の第 8 回意識調査の監修にご協力を頂きましたので、これまでの調査の結果を踏まえた監修を行っていただけの方であると考えております。また、内田会長におかれましては、今回行います意識調査で取り扱うテーマ全般に深い知見をお持ちになられており、本調査の監修者として適任であると考えております。

それでは、資料 1「人権に関する市民意識調査 質問項目比較表」をご覧ください。この資料では、令和 6 年 12 月の審議会でご提示した案と審議会でのご意見を踏まえた修正案を比較できるように記載しております。表の左側が前回審議会でご提示した案、右側が修正案となっております。色が濃くなっているマーカー部分が修正箇所となります。質問数は、前回の 37 問から、今回は現在のところ 38 問で考えております。

はじめに、調査全体に関して前回審議会にいただいたご意見と当課の修正案をご説明いたします。

まず、調査対象者 4,000 人の内訳について、前回審議会においては、例年若年層の回答率が低いことから、標準サンプルを 3,500、若年層の追加サンプルを 500 として提案させていただきましたが、年齢別集計にのみ含めるため、追加サンプルの必要性はあまりないのでは、とのご意見をいただきました。この件について課内で検討し、監修者とも相談した結果、今回は調査対象者を 1,000 人増やしており、また、新たにインターネット回答も取り入れるため、若年層の回答も増加する見込みがあることから、追加サンプルを廃止することとしました。

次に、質問項目全体について、説明が多く回答にかなりの時間を要することや、過度な文言説明は回答を一方に歪ませる可能性があるため、用語集を別につけてもいいのではとのご意見をいただきましたので、説明については調査票には記載せず、A4 用紙 1 枚程度の用語集を作成した上で、掲載する用語説明も必要最低限にすることといたしました。用語集の案は資料 2 をご確認ください。なお、インターネット回答においては、用語をクリックすることで説明が出てくるという仕様をご提案いただきましたが、予算や委託業者の都合でそのような仕様にできない可能性がありますので、インターネット回答をされる方も用語説明は、調査依頼書類一式として郵送いたします紙の用語集をご覧くださいよう考えております。

次に、前回審議会の案件「堺市パートナーシップ宣誓制度」に関する議論の際にいただいた「性的少数者」の表記は「性的マイノリティ」に変更した方がよいというご意見についてです。案件は異なるものの、この意識調査にも「性的少数者」という文言が含まれており、またこの件に関しては、前回審議会での事務局からの説明が不十分であったかと思っておりますので、改めてご説明させていただいた上で、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。本市が「性的少数者」という表

記を使用している理由としては主に 3 点ございます。1 点めは「マイノリティ」に関連する「マイナー」という言葉には、少数という意味以外に、「比較的重要でない」、「大したことのない」という意味があるためです。多数派を示す「マジョリティ」に対し、LGBTQ などの方々に関わらず、「マイノリティ」は社会的に重要視されないグループをさして使用されることがあります。実際に、LGBTQ などの方々は差別や不当な扱いを受けたり、多数派である異性愛者、シスジェンダーが重要視されてしまうなど、「マイノリティ」として扱われる場面は多数ありますが、本市としては、LGBTQ などの方々は、数量的に「少数者」なだけであって、「重要でない」、「大したことのない」人々ではないということを示すためにこのような表記としております。2 点めは「性的少数者」や「性的マイノリティ」については、統一された表記がなく、自治体によって「性的少数者」「性的マイノリティ」「LGBTQ+」など表記が異なるため、本市においては 1 点めにあげた理由によりこの表記を使用しております。3 点めは LGBTQ 当事者の方から「性的マイノリティではなく、性的少数者と表現される方が良い」とのご意見をいただいたためです。当課が「性的少数者」という表記を使用している理由についてお話ししている際、その場にいらっしゃった当事者の方から「性的少数者」の表記に賛成とのご意見をいただきました。「自分たちは社会的弱者であると思っていない、数が少ないという事は事実なので、そのことに焦点を当てた表現をする方が自分としては望ましい。」との理由でした。当事者によってもご意見は分かれますので、「性的マイノリティ」の方が良いという当事者もいらっしゃるということは認識しておりますが、当課の表記の考えに賛成いただいている当事者も一定数いることから、現在まで「性的少数者」という表記をしております。以上 3 点の説明を踏まえて、皆様からご意見を頂戴し、再度検討させていただきたいと思っております。

それでは、個別の問に關していただいたご意見と当課の対応の説明にうつります。なお、説明の際に申し上げます問の番号は、右側の欄、今回の修正案の番号を読み上げさせていただきます。

1 ページめの旧問 1「人権に関する宣言や条約、法律等をどの程度知っているか」という質問については、質問を削減するのであれば、「知識を問うような質問を減らした方がよい」、「読解に時間がかかる」とのご意見を受け、削除いたしました。

次に、1 ページめくっていただきまして、問 2「各人権問題についてどれくらい関心があるか」という質問については、項目として「ハラスメント」を追加してもよいのではとのご意見を受けました。現在はパワーハラスメント、セクシャルハラスメントのほかにも様々なハラスメントが存在しており、「ハラスメント」を一つの人権課題として扱うことが妥当であると考え、項目に「ハラスメント問題」を追加しました。また項目 13 は前回「性的指向や性自認を理由とした人権問題」としておりましたが、性的指向等の説明を要する難しい文言は「性的マイノリティ」や「LGBTQ+」に置き換えても良いのではとのご意見を踏まえ、「性的少数者の人権問題」といたしました。以下の設問につきましても、同様に置き換えています。

次に、7 ページめの問 6「あなたの身近な人に次のような人はいるか」という質問について、こちらは前回審議会で提示した案では削除しておりましたが、「身近にそういう人がいる」ということで意識にどんな影響を及ぼすのかが明らかになり、施策に生かすことができる質問であるため、残した方が良くとのご意見を受け、戻しております。旧項目では「オ、日本に住む外国籍の人」と表現しておりますが、前回審議会でご説明のとおり、「外国にルーツのある人」という表現に改めております。

次に、ページをめくっていただきまして、同和問題（部落差別）に関する質問ですが、「同和問題」、「同和地区出身者」などの文言に表記ゆれがありましたので、「同和問題」は「同和問題（部落差別）」に、「同和地区の人」、「同和地区出身者」は「同和地区（被差別部落）出身者」に統一して修正しております。

次に、11 ページめ、問 10 の②「あなたが結婚しようとしている相手が同和地区出身者であった場合、身近な人はどのような態度をとると思うか」とについては、前回審議会で提示した案では削除しておりましたが、この質問の回答結果に興味を持たれる市民が多いとのご意見を受け、今回戻しております。質問の「身近な人」は、前回は「おじ、おば、兄弟姉妹など」でしたが、前回審議会でのご意見を反映し、「家族や親族」としております。

次に問 11「日頃から親しくつきあっている人が同和地区（被差別部落）出身者であることがわかった場合どうするか」という問については、前回審議会において「気にならないので、これまでと同じように親しくつきあう」、「気になりながら、これ

までと同じようにつきあう」という選択肢にしておりましたが、同和地区出身であることを好意的に受けとめる場合もあるので、気になる気にならないと付き合う程度を組み合わせるのは好ましくないのではとのご意見を受け、前回第 8 回調査時の選択肢に戻しました。

次に 15 ページめの問 18 女性の人権に関する考え方についての質問のうち、前回審議会の案のケ「男性は人前で泣かない方がよいが、女性は人前で泣いてもよい」については、審議会後に委員の方から、この項目を人権問題として列挙するのは違和感があるのではとのご意見をいただきましたので、削除しました。

また、前回審議会の案のコ「女のくせに偉そうなことを言うな」などというのは、言葉の暴力だと思う」という項目は、そう思うと回答する方が、人権意識が高いと判断されますが、コ以外の他の項目はそう思わないと回答する方が人権意識が高いということになります。この選択肢のみが「思う」、「思わない」が逆となっておりますで、統一するために文言を変更しております。なお、その他の質問については、選択肢のベクトルはバラバラにしているものもあり、方向性を統一していないものもあります。

次に 17 ページめの問 20 障害者の人権に関する考え方についての質問の項目エ「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」については、本日ご欠席の松波委員より、事前にご意見を頂戴しております。ご意見の内容としては、このような質問は当事者やその家族にとってはいい印象を受けないものであり、マイクロアグレッションに繋がるのではというものです。この項目につきましては、松波委員からのご意見も踏まえ、事務局において、検討、修正させていただく予定です。

次に 18 ページめの問 21 高齢者の人権に関する考え方についての質問については、何を聞きたいかが不明確であるところのご意見を受けましたが、この質問は高齢者に関する各問題について意識を問うものとなっており、回答結果を踏まえて、高齢者差別に関する意識啓発につなげることができると考えております。なお、前回審議会の案のカ「障害のある高齢者は、危ないのとなるべく出歩かない方がよい」については、障害者の人権問題や項目オと重複するため削除いたしました。項目アについては、前回悪質商法となっておりましたが、悪質商法を含む広い概念である悪徳商法の方が適切であると考え修正しております。

また、旧の問 28「高齢者になった時に安心して暮らせる社会とはどのような社会か」は残しておいた方が良いとのご意見を受けましたが、この質問に掲げる各項目の改善には主に健康福祉局が所管する個別の施策が必要となりますが、健康福祉局長寿社会部が実施している「高齢者等実態調査」に同様の設問が含まれているため、前回審議会での案と同様に削除しております。

次に問 22 外国にルーツのある人の人権に関する考え方についての質問については、「日本の植民地政策で日本に来た人」、「日本に来たのが自分の意思ではない人」と、「戦後に自分の意思で日本に来た人」が一緒にされており、質問の目的が分からないとのご意見を受けましたが、今回は外国にルーツのある人について広く問うことを目的としているため、問 22 については、在日コリアンの方に限定した項目は設定しないことといたしました。ただし、本市としましても、在日コリアンの問題は非常に重要であると認識しており、植民地政策等の認知、理解の増進は必須であると考えておりますので、前回審議会の際には削除していた、日本が植民地政策をしていたことを知っているかという質問を、問 23 として追加いたしました。

次に 22 ページめの問 25「次のことでインターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを見たことがあるか」という質問について、「項目に性差別が入っていないが、事例としては相当あるのでは」とのご意見を受け、項目に「性差別に関すること」を追加しました。

次に問 26 の項目イ、ウについて、前回審議会での案では「当事者の方が読むといい印象を受けない」とのご意見を受けたため、項目イは「同僚が性的少数者であることを知っても、そのことが理由で距離を置いたりすることはない」、項目ウは「自分の子どもから性的少数者であると打ち明けられたら、尊重する」という文章に変更しました。項目オ、カは「同様の内容であるため統一しては」とのご意見をいただきましたが、「同性愛者や両性愛者などに対する考えとトランスジェンダー

や X ジェンダーなどに対する考えは異なるのでは」とのご意見もいただきましたので、オとカは前回から修正しておりません。項目キは前回審議会の案では行政サービスを利用する時に限られていると捉えられるため、広く利用できることを示すよう修正した方がよいとのご意見を受け、修正いたしました。

次に 29 ページめの問 33「過去 5 年で人権についての講演会などに参加、資料などを閲覧したことはあるか」という問について、前回審議会の案の 4「職場での研修会」は 2「職場や学校、PTA 主催の講演会・研修会」に含まれているため、削除しました。

次に 31 ページめの問 35、自身の性別に関する問について、「答えたくない」という選択肢を入れては、とのご意見をいただいたため、選択肢 3 を「1,2 以外又は答えたくない」という文に修正しました。なお、性別は自らの性自認に基づいてご回答いただく予定です。

市民意識調査についての説明は以上です。

本日の審議会で皆様方から御意見をいただき、最終調整に入らせていただきます。4 月に庁内での意見照会を行い、意見を反映し、会長と調整させていただいた後、5 月に皆様へ最終案を送付させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。前回の審議会を受けて、色々な形で修正していただいたものを提案いただきました。監修の話と調査対象者、追加サンプルはやめようということ、用語集をつけようということなどがあり、あとは、文言等、調査票の内容に関することについて、審議をしたいと思っております。

ということで、今、ご提案をもらったことに関しまして、どこからでも結構ですので、ご質問やご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○妻木委員 問 7 の質問文のワーディングである「一番の要因は何ですか。」という聞き方はやや変な感じがします。こうした方がといういい案が思い浮かばないんですけど。

○東委員 「きっかけ」はいかがですか。あるいは、性行動調査とかで使われる「性についてあなたはどこで学びましたか。」というような。どこでとか。どういう文言かは今調べますけども、よくある質問を使ったらいいんじゃないですかね。

○内田会長 いずれにせよ、見直しが必要かなというご意見かと思います。

○呉委員 ちょっといいですか。31 ページ、あなた自身について。私は韓国籍ですが、そういうことは問わないんですか。

○内田会長 属性のことについて、国籍は問わないのでしょうかということですね。このことに関してはいかがですか。

○杉山 国籍は現時点では集計は取らない予定にしております。第 8 回までの調査で国籍というのは集計をとっていませんでしたので、前回比較でも特に活かせることが少ないかと思しますので、入れておりません。

○呉委員 このデータを集計した結果、回答してくれた人の中に、在日外国人はこれぐらいのパーセントでいるというようなことは参考になりませんか。

○内田会長 様々な意識調査で、国籍を訊ねる場合もあります。それを入れるか入れないかは判断することになると思いますけれども、まあ、あった方がいいということであれば、追加することになります。ただ実際のところ、サンプリング調査なので、そこまでたくさんの人は回答の範囲にはならないだろうということは予想されます。これは選挙人名簿ではないですよ。住民基本台帳ですよ。

○杉山 はい。住民基本台帳です。

○内田会長 ですので、外国籍の方も当然対象にはなるけれども、今のところは聞いてはいないので、回答が返ってきたとしても、国籍、外国籍かどうかはわかりませんが、それをわかるようにして、数がどれぐらい取れるかはわからないんですけども、クロス集計をして、日本国籍をお持ちの方と、そうでない方がどんな意識や経験の違いがあるのかということを確認することはできます。

○東委員 先ほどの問 7 の文言についてですけれども、「どこから知識や情報を得ていますか。」というのを置き換えて「○ ○について、どこから知識や情報を得ていますか。」ということで提案します。

○中田委員 26 ページ問 28 の質問項目なんですけど、「ダイバーシティについて知っていますか。」って聞いているんですけど、問 29 のところに、ほとんど知らない人も入っているんです。ほとんど知らない人は要らないのではと思いますが、知っている人に聞いているんですよね。

○杉山 そうですね。知っている方に聞いています。

○中田委員 知っている人に入れてくださいねという感じなので、ほとんど知らない人は。

○東委員 「ほとんど知らない」は、ちょっと知っているから、知ったのはどこですか、っていう意味になるんだと思います。

○脇田課長 「ダイバーシティ」という言葉自体は知っているけれども、内容自体について、詳しく知っているという形ではないという方に、3 番を選んでいただいて、その媒体について聞くような形で、今のところ設定させていただいているところです。

○内田会長 一つ戻りますけど、国籍に関してはどうしますか。あった方がいいとお考えですか。それともない方がいいですか。全体の項目数との絡みにもなりますけれども、一通り意見を出していただいて、また戻ってきましようか。重要なところではあると思いますので。それでは皆さんお気づきの点等はいかがでしょうか。

○東委員 大きなところで、「マイノリティ」「少数者」の話で。前回の会議では、「マイノリティ」の方がいいのではということになりました。でも、事務局の方から説明が足りなかったからということで、私も 2 月 22 日にご説明を受けて、それに対する返信をしているので、それをここで読ませていただきます。まず、3 点あるといった 1 点目なんですけれども、「マイノリティ」という言葉には、「マイナー」という否定的な言葉があるというようなことだったんですね。しかし、この英語を母語としている国や、英語を公用語としている国連が、そのことを問題とせず「マイノリティ」という言葉を使用しているのに、「マイナー」という言葉が持つ意味を堺市が問題にするというのも変な話だなと私は思います。メールでは、国連諸機関が「minorities（マイノリティーズ）」という言葉を使っている例の URL を 2 つほど示させていただいております。2 点目の自治体によっても表記が異なる統一された表記がない、というご指摘についてですが、統一された表記がないので、選べるということだと私は理解します。で、堺市の同審議会メンバーは前回それを選んだということです。それは例えば「障害者」の表記で、「害」の字をどうするんだという表記をめぐる議論と同じで、この審議会ではそれを選んだということを尊重していただきたいと思います。3 点目の当事者の方から『性的マイノリティ』ではなく『性的少数者』と表現してほしいと言われていたことですが、これも先ほど申し上げた、例えば「障害者」の表記をどうするのかというのは、当事者団体や個人によっても意見が異なるところであり、時には激しく当事者間で意見が対立することもあります。「性的マイノリティ」ではなく、「性的少数者」と表現される方が良くご意見された当事者の方を特に重要視する理由が堺市にあるのであれば、その必然性を踏まえて教えてください。そうでなければ、この審議会を選んだ結論を尊重していただきたいと思います。以上です。

○内田会長 はい。事務局からいかがでしょうか。

○呉委員 ちょっといいですか。加えて、「マイノリティ」はただ「少数者」だけでなく、例えば、アパルトヘイト。白人が多数の黒人を迫害したが、多数の黒人が「マイノリティ」だった。だから数だけでは言えないということがありました。この前、傍聴に来ていた人たちは「少数者」と固定観念として持っていたけども、この前の審議会でも「マイノリティ」の考えを聞いてびっくりしたと。「マイノリティ」について考え直すと言っていました。

○李委員 その点でよろしいでしょうか。あの性的なマイノリティの方が少数であるかどうかというのはわからないんですよ。なぜなら、オープンにしている人は確かに少数だろうと思いますが、性的指向であるとか、性自認をオープンにしていない人たちがどれだけいるのかわからないんです。おそらく少数なんだろうと思いますが、調査されたことはありますか。

○杉山 しておりません。

○李委員 そうなんです。わからないんですよ。

○呉委員 私は、「少数者」じゃなくて、「社会的弱者」のように書いてます。

○李委員 すみません、続きがあって、なぜオープンにしていないのかというと、それが明らかになった時に何かしらバッシングがあったり、何かしらのハラスメントがあったり、そういうことを恐れてオープンにしていないというのが、一定数いるだろうと思う

んです。なので、やはり社会の中で大事にされていない部分があるとか、軽んじられている、そういった社会の仕組みがあるからこそ言えないのではないのかなと私は思います。なので、「マイノリティ」の方がいいんじゃないかと僕は思っています。以上です。

○呉委員 私が調べたところ、断定できないことです。「マイノリティ」という言葉も「少数者」という言葉もはっきりとは言えない。

○内田会長 はい。事務局への提案ですので、事務局からお答えいただきます。

○杉山 はい。前回審議会でもご説明させていただき、今回前回審議会での説明が不十分だったということで、改めて説明させていただきましたが、今、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局で再度持ち帰らせていただいて、結果を皆様にお示しできたらと考えております。他のご意見もございましたら、教えていただけたら幸いです。

○内田会長 はい、そうですね。大きなことなので、この点に関して、「賛成である」、「反対である」ということがあれば、ぜひご意見いただければと思います。どうでしょうか。

○妻木委員 「マイノリティ」の言葉の意味として、「マイナー」が関連する。調べたらそうなんでしょうけど、それは使わない理由としては、苦しいかなという気がしました。なので、前回審議会では「マイノリティ」という話だったので、そちらでよろしいんじゃないかと思います。

○内田会長 はい、ありがとうございます。他いかがですか。

○呉委員 「少数者」と言ったら、「小数点以下切り捨て」のような気がして。日本には、今まで多分にそういうことがありました。マジョリティだけの今の政治もそうですけど、「高齢者の問題」とか、「年金の問題」とか、「小数点以下切り捨て」だなど。だから、「少数者」というのはどうかなと思います。感覚としたら、「マイノリティ」の方がいいなと思っています。

○内田会長 はい。では、他にご意見よろしいですか。

○中田委員 すみません。この用語集の「性的少数者」の解説もちょうと。

○東委員 今まさに私もそのことを申し上げようと思っていました。これは例えば「身体の性に違和を持つ人」とか、「～に当てはまらない人」という表現を変えるべきだと思っています。例えば、ご提案させていただきたいのは「性的指向、性自認、またはジェンダー表現が社会で典型、大多数とされている人々とは異なる人々。これには、LGBTQ+などの人々が含まれる。」というのではどうでしょうか。

○内田会長 はい。用語集も調査の時に参照されるべきものなので、その点についてご提案いただきました。用語集に掲載する場合も、今のところ審議会としては「性的マイノリティ」という表現にして、今、東先生がおっしゃったような定義でいかがでしょうかというような状況です。審議会としてはそういうご提案で、また検討いただければと思います。ちょっと大きな提案でしたが、他はいかがでしょう。

○妻木委員 先ほどの国籍の件ですけど、例えば7ページの問6 身近な人の中に以下のような方がいますかというので、「自分自身がそうである」といった選択肢を入れたらどうでしょう。

○東委員 家族や親友にいたら、自分もそうですかね。違いますか。

○李委員 必ずしもそうではないです。婚姻したパートナーが、という場合もあります。

○妻木委員 同じところで思ったんですが、例えば項目Aで123のいずれも丸がつく場合というものもあるから、一つだけ丸というのは、変になる。

○内田会長 ご提案としては問6「家族や親族にいる」となっていますが、その横に「自分がそうである」ということを入れてもいいのではということと、複数回答でそれぞれ聞いてみるのがいいんじゃないかということのご提案でした。そうすると、自分が日本に住む外国にルーツがある人だっていうふうに回答いただけるので、いわゆる当事者性をもつ人とそうじゃない人が分けられて、分析が可能になるということになります。というご提案ですけれども、いかがでしょうか。具体的な国籍はわかりませんが、外国にルーツがある方かどうかということは、ここで判断はできます。

○東委員 問18のケ「男性に対して意見を言う女性は「女のくせに偉そうなことを言うな」と言われても仕方がない」とい

う間なんですけれども、文言を変えて、「状況や場面によっては」というのに変えてはどうかと。つまり、男性に対して意見を言う女性についてだけ違う反応をするということじゃなくて、聞きたいのは、女のくせに偉そうなことを言うなって言われるかどうかということなのだから、提案としては「状況や場面によっては「女のくせに偉そうなことを言うな」と言われても仕方がない」に変えてはいかがでしょうか。

○内田会長 はい、具体的な問の文言に関する修正案をいただきました。他いかがでしょうか。

○妻木委員 問 13 ですが、問 12 から流れて、なぜ部落の土地は避けるかという質問で、「資産価値が低い」とか、そういう差別的というより、経済的な理由で避けるみたいな選択肢もあった方がいいかと思います。

○内田会長 これは追加した方がいいということですね。1 から 4 までの選択肢があって、そこに「資産価値が低いと思うから」を追加するみたいなことでしょうか。

○妻木委員 「売却するときに困りそう」とか、従来の偏見とかじゃなくていうのもあり得るので、選択肢としては用意しておいたほうがいいかなと思います。

○内田会長 そうですね。できるだけその理由をちゃんと把握したいということであれば。

○妻木委員 1 つよりも当てはまるもの全ての方がいいかなと思います。

○内田会長 ここに関わることでいうと、今年度、私、大東市で、審議会の委員をやってまして、部落差別に特化した調査をしたんですが、部落の土地を避ける理由に「何らかのトラブルに巻き込まれたくないから」という選択肢を入れたら、これがダントツで高かったという。何かに巻き込まれるというイメージなんですよ。このイメージ自体がおかしいんですが、結構そういう理由が上がってきちゃうっていうのがあって。今、妻木委員のご提案にもありましたが、同和地区の物件は価格上昇が見込めず、転売する時難しいと思うからみたいな項目も入れています。なので、今日パツと結論は出ないんですけども、もう少し追加の選択肢を入れた方がいいんじゃないかということです。

○中田委員 教育の問題はその項目ではなかったですか。

○内田会長 「学力の問題などで子どもの教育に良くないと思うから」というのを入れています。

○妻木委員 小中学校区を避けるとかだとやっぱり教育系も。

○内田会長 その大東市の調査を参考にもう少し加えてみましょうか。はい、追加で私の方からも情報提供させていただきました。どうでしょうか。

○李委員 この項目ということではないんですけど、回答者が色々な差別問題の被差別当事者ではないとして、回答者の皆さんは、どの程度自分自身の人生で人権が享有できていると思っているんでしょうかね。人権問題は差別を受けている人の問題で、自分には関係ないという回答がありますが、そんなことないわけですよ。人権というのは全ての人が享有できるものであって、回答者も当然人権があり、被差別者には差別に対抗して、同等に人権を保障せよと主張するわけですが、こういうふうに考える人が結構多いということは、自分自身は人権が享有できているけれども、他者の人権状況がダメなんだっていう意識なのか、人権そのものが自分には全然関係なくて、周りの人たちの問題だというふうに考えているのか。もし後者だとすれば、結構大きな問題だと思うんですよ。自分自身には人権がないが、マイノリティの人たちが人権を主張している。だからこれは特権だとか、そういう議論に流れていると思うんですけど、土台として、スタート地点として、回答者は 1 度自分自身にどれだけ人権を実現できているのか、享有できているのかというのを見ておいたほうがいいんじゃないかと最近思うようになっています。特にバックラッシュだとか、在日特権の話だとか、そういう表現が出てきた時になんとなく感じていたことですが、人権というのがあたかも特権であるかのように語られています。僕らの意識としては、マジョリティの人たちは人権を実現できるけれども、マイノリティの人たちは迫害や差別を受けて人権を実現できない、だから、人権が標準まで実現できるようにせよというふうに主張してきたと思うんですが、土台のマジョリティが、「実はあまり人権が実現されてない」、「自分たちは人権をうまく享有できていない」、「そもそも人権なんて自分にあるなんて思っていない」、ということだとすると、どうしてもこういう人権問題というのは、マイノリティの人たちの問題で自分たちには関係ないという話になってくる。どこか 1 つ、自分には人権があるとか、自分の人生で人権が充分に実現できているみたいな意識がどれくらいあるのかって

うのを、聞いてみたいかと最近思うようになってまして。もし可能であれば、1つ入れていただいたら面白いかなという感じはします。問1に1項目、その種の項目を入れていただいたらいいかなと思いました。

○中田委員 問3の1に人権を侵害されたと感じたことがあるかってありますよね。ここは詳細に書いてるんですけど、ここに入れるとかは。

○李委員 人権が侵害された場面というよりは、自分自身には人権がある、自由であったり、それが実現できているかどうかという肯定感みたいな、そのものを持っているかどうか。人権侵害されたら不当だと感じて回答されると思うんですけど、そういう肯定的な意識というのがちょっと気になるのかなと思います。

○東委員 その質問ないですもんね。それを1個入れると、問3や問5ではない、自分の人権に関する肯定感をシンプルに聞く質問があってもいいのかなと私も思いました。

○内田会長 はい、ありがとうございます。問1に並んでるところに1つ、文言を考えなきゃいけないんですけど、非常に重要な観点だと思いますので、修正するということで検討したいと思います。いかがでしょうか。

○中田委員 李委員の意見にちょっと関係するところなんですけど、経年の質問項目を引き継いで、それを前年と比べるからこういう形になってると思うんですけど、質問がすべてマイナスで、ポジティブな質問項目がないんですよ。評価で言うと、さっきは「そう思わない」の人が多ければ、それは意識が高いというふうに評価されていますが、マイクロアグレッションじゃないけど、こう思うのが当たり前という意識を質問項目から受けてしまわないかなという懸念があったりするので。今更こんなこと言ったら大変なことになるんですけど。発想としてはそういう考え方もいるんじゃないかなと思います。質問文を読むとなんか暗い気持ちになってくる。自分が答える場合はしんどいなと思って。当事者が見たらもっとしんどいですよね。だからそのあたりを今後、今日の審議から外れて申し訳ないですけど、設問項目を考えると、肯定的な設問もぜひ入れていただきたいなと思います。また、ついでに言わせていただきますが、この調査を私たち市民が受けるというのはもちろん大事ですけど、先だって大阪市の職員が部落差別発言をして問題になっております。ぜひとも堺市の職員もこの項目を使っていたら、定期的に意識調査をしていただいて、研修に役立てていただけたら嬉しいなと要望したいと思います。

○内田会長 はい、ご意見ありがとうございます。調査項目を作るにあたっては、ポジティブな印象を受けるようなものも、今回は難しいかもしれませんが、後はそのような観点で作っていくということと、職員の方の意識を高めるということが非常に重要なので、職員への調査もぜひやってほしいなということでございました。職員に関する調査もやっているところはやっていて、私、尼崎市の審議会委員をやっていて、今年、市民と職員と両方で若干変えてますけど、ほぼ同じ質問項目で調査させていただきました。職員の方はたぶんオープンにはならないという話でしたが、内部資料として持って置いて、職員研修に活かしていくという話でしたので、そういうことは堺市でも可能ではないかなと思っています。

時間の関係であまり議論できないので、私の方からいいですかね。ちょっと大きな話をする、問のものと問1、知識を問うものがあって、それは全面削除となってるんですけど、知識はどうやってもあった方がいいので、前も言ったかもしれないんですが、全部を削る必要はないと思うんです。これって、市民の方々がどれぐらい人権に関して理解があるのかとか、差別問題に理解があるのかということの指標になる。つまり、これこそ前回調査と比較して、どれぐらい認識が高くなってきたのかということ測られることから、非常に重要だと思うんですよ。最初で全削除になっているんですけど、やっぱり知識を持っている人の方が、様々な意識や態度に関しても、一定効果があるというような分析はこれまでもしてきたので、全部は項目が多すぎるので難しいと思いますけれども、精査して入れていただけたらというのが要望です。これは非常に申し上げにくいんですが、そう考えた時に、市民の人権に関する知識がどれぐらいあるのかということと比べると、ダイバーシティにどれぐらい印象を持っているのかということに関して言うと、やっぱり市民がどれぐらい人権に関する知識を持っているのかの方が、私は優先していただきたいなと思うわけなんですよね。なので、ダイバーシティのイメージとかですね、意見というのを把握したいというのはものすごくよくわかるんですけど、どちらかというと、そちらを圧縮しても問1の方を生かしていただきたいというのが私の要望です。新しいものでいうと問28ですかね。ダイバーシティについて、2ページ分、これは資料の作り方で、今全部縦に並んでいるので、すごくボリュームがあるように見えますけども、質問選択肢を圧縮する

なり、横に並べるなりすれば多少縮むのかなと思います。

○東委員 内田会長にお尋ねしたい。これ前回の会議で、文字数が多いというのも懸念だったかと思うんですけど、これ最初に持ってきて、全部読んで答えていく負担考えたら、最後の方に持ってきてもいいですか。

○内田会長 そうですね。場所はどこに置くかは関係ないとは思っています。ただ、どこまでいるかという話ですよ。せめて 10 項目以内でいいと思います。

○山道係長 すみません。問 1 の部分なんですけども、2 回前の第 6 回までこの項目は 10 項目の宣言や条例についてお聞きしておりました。それが第 7 回、第 8 回と数が急激に増えまして、倍ほどになっておりますので、いただきましたご意見を踏まえて、また、これまでお聞きしている内容を会長にもご覧いただいて、検討したいと思います。

○李委員 重要な法律がいっぱいできてきたということなんですけれども。

○内田会長 いいことではあるんですが、確かに圧迫感あるので、精査はしないといけないんですけれども、全くなくしてしまうのはどうかというところがあります。そういう意味では、長く聞かれていたものをしっかり聞くというのもありだと思います。そうすると、どれぐらい堺市民の意識や知識が変わっているのかということも分かります。というのは大きな話として思ったことです。

この際ですから調査項目以外の、先ほど中田委員のような調査全体に関わるものとしてのご意見とかもいただければと思います。

○呉委員 前回、私ちょっと発言したと思うんですが、あらゆる差別がいっぱいあります。そのあらゆる差別を取り締まる法律が日本にはないです。差別問題や人権問題が起きたとき、裁判しても、裁判所はその法律がないので裁判できないんです。大概、お金で済ましてしまい、和解にします。日本には人権差別を禁止する法律がない。国家の法律がない。これを作りなさい。差別は犯罪である。そしてもう 1 つは、色々な差別が、例えば国会でもよく出てます。そういう差別発言に対して、全く独立していて、裁判所や国に対して文句を言える人権国家機関を作りなさいということを国連から勧告されてます。差別を禁止する法律がないのは世界でも稀ですね。なんとか、このことをみんなに知ってもらうために、設問としてこれを付け加えることはできないでしょうか。

○内田会長 必要性ということですね。

○呉委員 国の包括的差別禁止基本法を作ること、差別に対してチェックする機構、機関が必要です。韓国では、憲法に対してもチェックする機関、憲法審査会というのがあります。大統領でも捕まります。日本はそうではないです。民主主義じゃないです。これがもう根本的な気がしますね。

○李委員 差別禁止法に関しては、問 1 のケですかね。

○呉委員 設問として付け加えてくれたら、みんな意識が高まってくると思います。そんなことも考えてないと思うんです、日本に差別禁止法がないことなんて。びっくりしますよ。

○内田会長 そうですね。確かに問 1 のケに差別を禁止する法律が必要かというのがあります。

○呉委員 禁止法の基準ができれば、人権の審議会もやりやすい。はっきりイエス、ノーが出ます。アンケートも取らなくても済むと思う。

○内田会長 さらに言えば、独立した国家機関がいるかどうか、その必要性について、入れるとしたら、問 1 なんでしょうね。

○呉委員 人権の機関は、もう 10 年ぐらい前から勧告されています。何年も勧告されてる。日本がこうなっている根本原因は教育であると。人権教育ができてない、国際人権教育や歴史教育ができておらず、根本ができていない。だから色々な問題が出てくる。

○内田会長 ご要望として、差別禁止法に関することと国内人権機関の必要性について聞ければいいということですよ。入れるとしたら問 1 のところかなとは思いますが、また検討していただきたいと思います。

○山道係長 先ほど呉委員がおっしゃられておられた外国籍の方であるかどうか尋ねるということについて、説明をさせてい

たきます。令和 7 年 1 月時点で堺市にお住まいの外国籍住民の方は 19,744 名いらっしゃいます。堺市の人口が 805,135 人となっておりまして、サンプル数 4,000 人で比率を出しますと、98 名で 100 名弱の外国籍の方のところに届くということに計算上なります。一応参考情報として提供させていただきます。

○内田会長 そうすると、回収率が 3,4 割と考えると、まあ 3,40 人ぐらいなのではという推測です。これはちょっとやってみないと分からないとことがありますので。あと、用語集に関してはいかがですかね。先ほど、「性的少数者」は「性的マイノリティ」にとのご提案をいただいたということではあります。あとは、「被差別部落」の文言で、最近あまり最下層という言い方をしなくなってきているというのは、歴史的なプロセスとしてあります。どちらかというと、外みたいなイメージで捉えられるというのが歴史的なものとしては言われており、修正がいるのかなと思いました。

○呉委員 ちょっといいですか。LGBT のことで。最近、私こんな体験をしました。あるレズビアンの方を人に紹介する時に、私の娘みたいなものだと言いたかったんですが、その時にどう言えいいかわかりませんでした。その時、その方が「私は娘でいいですよ。私は娘みたいなものです。」と言われました。それで、レズビアンの方に対しては娘と言ってもいいんだなと思いました。ところが最近、トランスジェンダーである身体が女性の方に女の子、娘と言ったら、「もうやめてください。違和感があります。」と同じ女性であっても違いがあるのだなと。どう呼んだらいいんですかと聞いたら、「私の子のようなものだ、と言ってください。」と言われ、驚きました。だから、深いんだな、私の理解が全然足りてないなと思いました。また、学校で机を運ぶのに、「男の子はこちらに来て机を運んで。女の子はあちらにいて」というのもおかしいと言われました。「力の強い子はこちらに来て机を運んで。力の弱い子はあちらにいて」と。男の子はこっちに来て机を運べと言われたら違和感があるということを聞きました。まだまだわからないことがいっぱいあります。だからこのアンケートを見て疑問に思いました。男の子に限定した質問について、LGBT の人たちが見たらどんな思いになるのかと。

○内田会長 それで思い出したんですけど、問 35 の性別の聞き方を変更されてますよね。前回の積み残しの話で、今回ご提案いただきました。これ、性自認でということですが、選択肢 3「答えたくない」というのが入ると、性自認が男性である人、性自認が女性である人でも、答えたくない人はそちらを選んでしまうんですね。そうすると、本来回答していただきたいけれども、意思で答えたくないとなってしまうと、そちらに誘導されてしまいますよね。実態が反映されないということになるので、私個人としては、答えたくないという言葉はあんまり入れたくないんですが、いかがですか。1,2 には当てはまらないっていうのはそうなんですけど、あえて「答えたくない」という選択肢を入れてしまうと 1 か 2 に当てはまる人も、「答えたくない」を選んでしまう可能性がある。そうすると、情報量としては正確性が落ちると思うのです。

○東委員 あとは、縛りをかけるということで、こちら側が定義することが大事なので、過去の調査が、もし戸籍とか公文書上の性別を前提としてやってきたというのであれば、そのように書くといいと思うんですね。戸籍または公文書上の性別に基づいてお答えくださいって言ったら、2 択しかないんですね。バングラデシュとかインドとかの第 3 の選択肢がある国以外は。だから、そういうふうにしてもいいかもしれませんね。

○山道係長 これまで、この調査においては、明確にはお示しはしておりませんが、性別は戸籍上ではなく、自認でとっています。

○東委員 じゃあ、それに揃えた方がいいですね。

○内田会長 そうするとですね、質問文もあなたが自認する性別をお答えくださいというふうに書いておいたほうが正確だと思います。答えたくないっていうのは、実は全部答えたくないんですよ。だから、それを入れてしまうと答えたくない。これ答えなくていいのかってなるのが一番怖いわけですね。我々は正確なデータを知りたいのに、選択肢に答えたくないって入れたら、答えたくない。年齢だって答えたくないから答えたくないっていう風になりますので、選択肢として異質なものが入っているという気がすると思うんです。

○東委員 質問の文言を内田会長が言われた、あなたが自認する性別をお答えくださいに変えて、選択肢は前のとおりでもいいのかもしれませんが。

○内田会長 その他で自認するものを入れてもらえればそれでいいかなと思います。ご意見いただいてない方々もぜひ何

かいただければと思いますが、いかがですか。

○平野委員 さっき内田会長がおっしゃったように、前回、人権に関する考えについて、回答者として最初にこの質問を見た時に気持ちが少し萎えるのではないかと発言したのが私でした。でもこの案を見たときに全て削除になっており、少し焦りました。すぐく責任のある発言になってしまっていると思いましたので、おっしゃっていただいたように精査して、記載していただく方がいいのではないかなと思います。

○内田会長 ありがとうございます。そうしましたら、今日出ました意見で、完全に固まるわけではなくて、もう少し庁内でも議論していただいて、5月には案をお示しいただけるということです。ひとまず、今日のところはここまでにさせていただきますと思います。私と事務局の方で協議し、また、監修者の西田先生からもご意見をいただいて、最終調整したいと思っております。それでは、委員の皆様、ありがとうございました。事務局に進行をお返しいたします。

○山本課長補佐 会長、ありがとうございました。本日の会議録は、内田会長と白本委員にご確認、ご署名をいただいた後、各委員へ送付させていただきますので、よろしくお願いします。なお、調査の質問項目につきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、再度検討、修正した上で、4月に庁内での意見照会を行い、最終調整をさせていただきます。質問項目の最終案については、5月に書面でご報告予定ですので、よろしくお願いいたします。市民意識調査は8月頃実施予定としております。結果報告書の案がまとまりましたら、皆様にお送りし、ご確認いただく予定です。次回の審議会開催時期については未定ですが、決定次第、改めてご連絡、日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの連絡以上になります。

それでは本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

上記は、審議会の経過を記録し、事実と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

概録署名人 審議会 会長

概録署名人 審議会 委員